

第 1 8 回田沢湖・角館・西木合併協議会

会 議 録

平成 1 6 年 1 1 月 2 6 日 (金)

第 18 回田沢湖・角館・西木合併協議会

開 催 年 月 日 平成 16 年 11 月 26 日

開 催 場 所 角館広域交流センター

合併協議会委員定数 28 名

開 会 午後 1 時 30 分

閉 会 午後 4 時 40 分

田沢湖・角館・西木合併協議会出席者

会 長 佐 藤 清 雄

副 会 長 太 田 芳 文

田 代 千代志

委 員 (田沢湖町)

高 橋 正 男

千 葉 勇

田 口 喜 義

信 田 幸 雄

稲 田 修

堀 川 光 博

小 松 直

細 川 雪 子

(角館町)

田 口 勝 次

小 林 一 雄

戸 沢 清

佐々木 章

辻 均

山 本 陽 一

三 杉 真紀子

(西木村)

佐 藤 雄 孝

佐久間 健 一

佐 藤 宗 善

伊 藤 邦 彦

武 藤 昭 男

鈴 木 重 藏

門 脇 明

藤 井 けい子

(秋田県)

本 間 智

以上 27 名

田沢湖・角館・西木合併協議会欠席者

沢 田 信 男

1 名

田沢湖・角館・西木合併協議会幹事会

幹事長 野 中 秀 人

副幹事長 羽 川 昭 紘

幹 事 浦 山 清 悦

浅 利 武 久

大 澤 隆

藤 木 春 悦

田沢湖・角館・西木合併協議会事務局

局 長 大 楽 進

副 局 長 高 橋 徹

次 長 羽 川 茂 幸

事務局職員 高 橋 信 次

芳 賀 満希子

能 美 正 俊

高 橋 良 宣

田 村 政 志

若 松 正 輝

藤 村 好 正

佐 藤 祥 子

富 木 弘 一

阿 部 聡

田 口 信 幸

高 倉 正 人

猪 本 博 範

会議次第

1．開会

2．会長あいさつ

3．会議録署名委員の指名について

4．議題

報告第30号 平成16年度田沢湖・角館・西木合併協議会補正予算
(第1号)について

報告第31号 新市建設計画(案)について

協議案第6号 新市の事務所の位置について(継続協議)

協議案第60号 事務組織及び機構の取扱いについて(提案)

協議案第61号 病院及び診療所の取扱いについて(提案)

その他

5．閉会

開会 13:30

○事務局長 皆様、本日は大変ご苦勞様でございます。定刻になりましたので、ただ今から第 18 回田沢湖・角館・西木合併協議会を開会いたします。開会にあたりまして、会長であります、佐藤田沢湖町長よりご挨拶を申し上げます。

○会長 今日は第 18 回の田沢湖・角館・西木合併協議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。今年の年も、いよいよ冬の気候になってまいりましたが、ここしばらくは、天候が非常に温暖でありまして、体調の関係については、一挙に冬が来るのではないかなと感じられる今日この頃でございます。今日まで、先月の定例協議会から、やや 1 ヶ月ということになる訳であります。この間皆さんからいろいろな要望を頂戴してまいりましたが、経過について若干説明を開会の挨拶の中でさせていただきまして、そのあといろいろと審議に入らせていただきたいと思います。皆さんもご承知のように、提案をして参りたいという事で事務所の位置、あるいは機構の関係、組織の関係について、いろいろ事務局との協議を重ねて参りましたが、ご承知のようにこの案件は何と言っても協議会の協議はもちろんでありますけれども、それぞれの議会の議決を必要とする案件上、私ども、議会の組織の皆さんとの数回協議を重ねて参りました。幸い組織の関係については、今日ご提案をいたす訳でございますが、事務所の位置等については、そうしたものを踏まえて、事務所の位置の協議をしていこうという事で、数回重ねて参った訳であります。今日はそういう意味で定例の会の中でご提案しながら進めて参りたいと考えているわけありますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。私ども、数回の協議を重ねてきた結果については、皆さんとの審議の過程の中でご説明を申し上げて参りたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。以上、開会にあたりまして一言申し上げまして、今日お集まりいただきましてお礼に代えたいと思います。ありがとうございます。

○事務局長 どうもありがとうございました。それでは早速会議に入らせていただきますが、議事は会議次第に従いまして、進めさせていただきます。ここで出席委員数の報告をいたします。本日、角館町の沢田委員から欠席届が出ております。現在 27 名の委員の皆様のご出席を願っており、合併協議会規約によりまして、本会議が成立いたします事をご報告いたします。次に委員の皆様をお願いでございますが、会議における発言につきましては、会議録を作成する為に、録音しておりますので、発言の際はマイクをお持ちしますので、町村名とお名前をおっしゃってからご発言くださるようお願いいたします。会議の議長は規約によりまして、会長が努める事になっておりますので、会長より進行をお願い

いたします。

○会長 それでは、第 18 回田沢湖・角館・西木合併協議会を開会いたします。始めに会議運営規程第 6 条第 3 項の規定によりまして、会議録署名委員 3 名を私から指名させていただきます。田沢湖町、高橋正男委員。角館町、佐々木章委員。西木村門脇明委員を指名いたします。それでは議事に入らせていただきますが、始めに報告第 30 号平成 16 年度田沢湖・角館・西木合併協議会補正予算第 1 号についてを議題といたします。事務局より説明をさせます。

○事務局羽川 事務局の羽川でございます。私の方から田沢湖・角館・西木合併協議会の補正予算について説明いたします。今回の補正でございますけれども、第 13 回の協議会に報告し確定しております、決算の繰越金の計上と、同じく県の補助金の予算計上に合わせまして、協議会関係経費の不足分、4 月からの職員増員に係る事務機器等の賃借料、事務経費等の不足額の補正を行なったので報告するものでございます。5 ページをご覧ください。報告第 30 号平成 16 年度田沢湖・角館・西木合併協議会補正予算（第 1 号）でございます。平成 16 年度田沢湖・角館・西木合併協議会の補正予算（第 1 号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 522 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,622 万 4,000 円とするものでございます。2 としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出補正予算による。内容につきましては、6 ページをご覧ください。始めに歳入でございます。2 款 1 項県支出金 150 万円。これは法定合併協議会支援事業費補助金でございます。県補助金は 1 法廷協議会に対しまして 500 万円の限度額がございまして、平成 15 年度の補正予算の際にも報告しておりますけれども、当初 500 万で見込んでおりましたけれども、事業費の関係で、350 万円の交付しか受けておらなかったのが今年度その差額といたしまして 150 万円の交付を受けるというものでございます。3 款 1 項の繰越金、補正前の額が 100 万円。補正額が 372 万 3,000 円でございます。合計が 472 万 3,000 円でございます。これは平成 16 年度当初予算で繰越金 100 万円を見込んで予算計上しておりましたけれども、15 年度の決算が承認されまして、繰越金が 472 万 3,569 円で確定しましたことから、その差額分 372 万 3,000 円を追加したものでございます。歳入の合計が、補正前の額が 2,100 万 1,000 円。補正額 522 万 3,000 円。合計が 2,622 万 4,000 円という内容でございます。次に歳出でございます。1 款 1 項の会議費、補正前の額が 185 万 3,000 円、補正額が 145 万 4,000 円、合計が 330 万 7,000 円でございます。内訳は協議会費の追加といたしまして、133 万 4,000 円。

これは協議会報酬等の追加が 111 万 8,000 円。それと会議時のお茶代、白布の洗濯代、消耗品等を合わせまして 133 万 4,000 円という内容でございます。名称選定委員会委員等の報酬が 12 万円。合わせまして会議費の追加 145 万 4,000 円という内容でございます。1 款 2 項の事務費。補正前の額が 682 万 9,000 円。補正額が 326 万 5,000 円。合計が 1,009 万 4,000 円でございます。内訳は事務所維持管理費の追加といたしまして、123 万 6,000 円。これはコピー料、紙代等の追加といたしまして 91 万 6,000 円。職員の増員に伴います電話設置、光熱水費等の追加が 32 万円。合わせまして事務所維持管理費追加が 123 万 6,000 円という内容でございます。事務所物品等賃借料の追加 202 万 9,000 円。これは 4 月から職員 6 名増員にかかります机、椅子、パソコン等のレンタル料でございます。合わせまして、事務費の追加が 326 万 5,000 円という内容でございます。1 款総務費の合計が、補正前の額が 868 万 2,000 円。補正額 471 万 9,000 円。合計が 1,340 万 1,000 円でございます。3 款 1 項予備費。補正前の額が 25 万 9,000 円。補正額が 50 万 4,000 円。合計が 76 万 3,000 円でございます。歳入合計、補正前の額が 2,100 万 1,000 円。補正額が 522 万 3,000 円。合計 2,622 万 4,000 円という内容でございます。以上が今回の補正の内容でございます。合併協議会の財務規程によりましてご報告するものでございます。簡単でございますが説明を終わります。

○会長 ただ今、報告が終わりました。協議事項ではありませんが、ただ今の報告について、ご質問等ありましたらご発言をお願いいたします。

(「なし」という声あり)

○会長 質問がなしということでございますので、30 号の補正予算については、報告のとおり承認いただくものと決定いたします。次に報告第 31 号新市建設計画案についてを議題といたします。事務局より県との協議の状況と、今後の建設計画決定までのスケジュール等について説明を事務局からいたします。

○副局長 それでは前回、協議会の方でご確認いただきました新市建設計画の案につきまして、その後、県の方との内協議を進めておりまして、その結果についてご報告を申し上げます。基本的には建設計画は合併協議会でつくるということでございますので、大きな内容について県の方で、その内容を変更するということはありませんで、主に文言の訂正あるいは不適切な表現について訂正、変更があったということでございます。皆様のお手元の方に新市建設計画案変更箇所一覧という A4 の横になっているものがございまして、それが前回お示ししました新市建設計画案とその後、内協議を経まして、内容を変えたものを対照したものでございます。これに基づきましてご説明したいと思います。1 ページ

でございますが、最初に県の方から指摘されましたのは、現在話題になっております三位一体改革の捉え方とその記述の仕方ということでございます。前回の協議会の際に三位一体改革につきましては厳しい財政状況という欄で書き込んでおりましたけれども、これについては、三位一体改革については地方分権の推進という観点から捉えるべきであるということで、書く位置を変えたということと、三位一体改革、前回は国庫補助負担金と地方交付税を削減し、その代わりに税源の移譲をすると、こういう書きぶりをしておりましたけれども、そういうことではなくて、国からの国庫補助金負担金の廃止縮減と、それに代わる国税から地方税への税源移譲。それと地方交付税の見直しというような書き方が適切ではないかというような指摘がありまして、それに基づきまして、関連箇所を変更いたしております。以上が1ページの説明でございます。1枚めくっていただきまして、2ページの方でございます。2ページの一番頭の方ですが、土地の利用計画につきましては、森林の部分につきまして、各市町村現在それぞれの計画を立てておりまして、その書き方に合わせた方がよいのではないかということがございまして、森林ゾーンにつきましては、水土の保全林、森林と人との共生林、資源の循環利用林、こういう分け方をすることといたしております。その次は県からの指摘はございまして、前回の合併協議会の中で、委員の方からご指摘いただきました部分で、農業につきましては、循環型農業ということをも明記したということでございます。その下は生活文化都市の関係で、教育に関係しまして、用語の使い方について指摘がございまして、それに合わせて書き方を変えておりますが、内容について大きな変更があったという事ではございません。箇所としてはそうとう多くなっておりますが、基本的に書いている内容に付け変わったりするということではございません。以上が2ページでございまして、3ページもそういう事で教育関係の言葉使いについて県の方からの指摘に合わせて書き方を変えてきたということでございます。それがずっと3ページの下の方まででございまして、その3ページが一番下から二つ目は前回の合併協議会の際にご指摘がございまして、素案から案に移る段階で落ちたものがあると。それを復活させたということでございます。その下は文言のAターンの受入態勢という言葉自体が県の方ではこれを使っているという事でしたので、それに合わせて変更いたしております。次に1枚めくっていただきまして、4ページの方でございますが、4ページの方につきましては、行政改革のことなのですが、ここで法令遵守という言葉を入れて作っておりましたが、法令遵守自体は当然の事であるので、これ自体については触れる必要がないということがございましたので、その分を削除いたしております。あと残りました部分は県の県事業に関する記述がございまして、その分につきまして今県内部

で最終的な調整をしておりますけれども、これにつきましては前回もお話しましたように、この県事業については、今回の合併について特に根幹となる事業を載せるということでございます。これに載らないからやらないとかですね、遅れるとかそういうことではないということでございますが、現在最終的な調整に入っているということでございます。以上、現在県からとの内協議の段階で内容等に変更等があったものでございますが、あと今後のスケジュールということもございますが、県の方で準備が整い次第、これで事務的な作業が終っておりますので、今後、合併特例法の手続きに基づきまして、正式の協議を県と行い、県の方から新市の建設計画案について同意の文書をいただきます。その同意を得た後にですね、もう一度合併協議会の中で新市建設計画案を案をとりまして、新市建設計画として確定するという段取りになっております。説明は以上でございます。

○会長 ただ今、建設計画についての説明がなされましたが、最後の方に県との建設計画についての協議がまだあるという事でございますし、そういうものを特例債の関係の中でどうしていくかという事をまた協議会の方にお諮りをして、最終決定をしなければいけないというお話がございました。このことについても、私ども、角館さん、西木さんといずれそうした建設計画の主なる内容については、若干協議をして進めていく必要があるのではないかとということで、幹事会等でもその事をいろいろと協議をさせているところであります。それぞれの町村の皆さんとも最終検討の詰めの段階では、協議が必要であろうというふうに一応受け止めている所でありますので、なにかこの事についてご質問をいただいて事務局の方でまた、そうした物を考えていかなければいけないことだろうと思いますので、ただ今の説明についてご質問を頂戴したいと思います。

○田口（喜）委員 特例債事業についてここでやるということですか。

○会長 県とのヒヤリングもあるでしょうから、その点ちょっと説明させます。

○事務局長 財政計画において、特例債の 80 パーセントを見込んで特例債は 10 年間で 109 億ということでこの前ご説明いたしました。その特例債事業に充当するものを一応幹事会等でリストアップしまして、事業名それから事業地域、建設計画 10 年間あるわけですが、前期後期どの時期に実施するか等、幹事会でこれから検討して参りたいと思っております。その結果については、当然協議会にご報告したいと思っております。

○会長 ただ今の説明で、十分各幹事会等で協議をされるようでございますので、いずれ各町村のそれぞれの機関とのコンセンサスも十分はかることだろうと思いますので、そういう事も含めて今後の協議の中でいろいろ協議をしていただければと思いますが。他に無ければ、ただ今の報告事項はただ今のような事務局からの説明を加えた中で、今日は承認

を頂くことにはしていかがでしょうか。

（「はい」という声あり）

○会長 それでは、そういう事を含めて、事務局からも説明を申し上げましたので、そういう内容等含めてただ今の案件については、報告事項にさせていただきます。それでは次に協議案件に入らせていただきたいと思いますと思いますが、現在皆さんのお手元には、協議案件第 6 号新市の事務所の位置についてという事で、継続協議として提案をいたしておりますけれども、次の項目であります事務組織及び機構の取扱いという事を先にしたら良いのか、この点、先程協議の段階で事務所とも関連あるという事で進めてきた内容でありますので、事務機構の組織については、それぞれ協議の上で提案をさせていただいておりますので、この事について、先に協議をするという事についてのお諮りをいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○会長 お手元にあります機構の取扱いについては、提案という事で提案を正式にこうした事で提案をさせていただいている内容でありますので、最初にこの事を皆さんの機構の取扱いについてを、協議をしていくことにいたしたいと思います。このことについて事務局から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○事務局長 それでは私から協議案第 60 号事務組織及び機構の取扱いについてをご説明いたします。17 ページになります。事務組織及び機構の取扱いについて次のとおり提案する。次のページをご覧くださいと思います。調整の内容としまして、1 としまして、新市の組織は 4 部制とし、住民サービスが低下しないように十分配慮する。2、新市の事務組織及び機構は新市における事務組織・機構の整備方針に基づき整備する。新市における事務組織及び機構の整備方針でございますが、1．住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構。2 としまして、住民の声を適正に反映できる組織・機構。3．指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構。4．各庁舎に住民がよく利用する窓口業務を行なう地域センターを設置する組織・機構。5．行政課題に迅速かつ適格に対応できる組織・機構。6．新市建設計画が円滑に遂行できる組織・機構。という整備方針でございます。現況としましては、3 町村それぞれの町村長部局、それから収入役室、会計課。各委員会等。議会。水道事業。病院事業あるいは温泉事業。ご覧のとおりで各町村の現在の組織機構はご覧のとおりでございます。それから一部事務組合として、角館町外 3 か町村公衆衛生施設組合がございますが、これは中仙町が現在加入しておりますので、大仙市の 3 月 22 日に予定されている合併に伴い、中仙町が脱退いたしますので、この 3 町村の新

市の施設として運営することになります。一部事務組合で無くなるということでございます。皆様にさしあげております具体的な組織機構の案でございますが、協議案第 60 号関係資料というものをご覧いただきたいと思います。1 枚目はカラーになっております。水色の部分が A 庁舎という事になります。総務部、収入役、会計課、左下に参りまして、議会、監査委員、選挙管理委員会が A 庁舎に配置されるということでありまして、それから B 庁舎が黄色の部分でございます。これが産業観光部、建設部でございます。左下に参りまして、農業委員会が B 庁舎に配置されるということでございます。茶色の部分ですが、これが C 庁舎という事になりまして、市民福祉部、公営企業の企業局。教育委員会が配置されます。色のついていない所。右側にいけば、これが出先機関等になります。例えば総務部の所にありますが、桧木内支所、神代、田沢、上桧木内出張所。市民福祉部のところにまいりまして、神代、田沢の国保診療所。北浦環境センター。健康増進センター。健康管理センター等が、これが出先機関等になるということでありまして、それぞれ各分庁舎の機能分担につきましては、右下の箱の中に書いてありますが、新市建設計画において、まちづくりの方針として掲げた 4 つの目標の実現に向けた取り組みを主導的に行なう部等を各庁舎に配置するとなっております。具体的には下記のとおりとするということとなっておりますが、ここに新市建設計画、まちづくりの方針という左下の箱がございますが、この下の目標 4 のまちづくりをサポートする行財政の改革。これを目標とするのが A 庁舎でございます。これが総務部、議会、監査委員、選挙管理委員会、会計課ということになります。それから黄色の部分ですが、目標 1 の観光産業を活かした北東北の交流拠点都市。目標 3 の観光や暮らしの中で、人の行き来をさかんにする交通の整備。これらの取り組みを行うのが B 庁舎ということでございます。これが産業観光部、建設部、農業委員会でございます。目標 2 にさまざまな交流でつくる生活文化都市。これを主導的に行う部が茶色の部分でございます。市民福祉部と公営企業の企業局それから教育委員会でございます。それぞれ、まちづくりの方針の方針別に 4 つの方針別にそれぞれの庁舎で 4 部と公営企業、教育委員会、その他各種委員会に分かれて執務を行うという事でございます。これが、部と課の構成でございます。それから各庁舎の説明に参りますが、2 枚目をご覧いただきたいと思います。これが A 庁舎でございます。市長、助役がおりまして、総務部となります。総務部の中にはご覧のとおり総務課、企画政策課、財政課、税務課、管財課、国体事務局が配置されます。それから収入役室、会計課がおかれます。議会、監査委員、選挙管理委員会がおかれます。それから、それぞれの庁舎に地域センターというものがおかれます。地域センターについての役割については、下の方に書かれてありますが、住民に対する窓

口業務は各庁舎で同一のサービスが出来るようにする為、各庁舎に戸籍、税務、福祉といった住民の日常生活に深く関わる行政サービスや、日常的な窓口事務。地域の産業振興や冬季交通確保、災害復旧など緊急性を要する問題などの事務や、各地域に応じた諸課題などを現地即決で解決するため、それを統括する部門として、地域センターを設置するという事で、各庁舎には地域センターをおきます。地域センターはご覧のように、総合窓口課と地域振興課に分かれております。それぞれの部、課が無い部門がおかれております。それからここでご説明しますが、上の部単位の部とか教育委員会単位は課の下は係りとなっておりますが、地域センターにはそれぞれ総合窓口課、地域振興課が置かれますが、業務の範囲がそれぞれ広い為、職員一人一人が全般に渡り、仕事を覚えて対応できる様に、地域センターは班制とするということであります。その他は係制となります。農業委員会事務局が置かれておりますが、これは後の方もご覧になれば、各庁舎に農業委員会事務局がございますが、当初、農業委員会は17年7月19日まで存続するという事になっておりますので、3つの農業委員会が最初は各庁舎に置かれるということであります。3枚目のB庁舎は産業観光部と建設部が置かれます。産業観光部は農林課、商工課、観光課となります。建設部は建設課、都市整備課、下水道課となります。それから農業委員会事務局。地域センターの総合窓口課が置かれます。地域振興課は、ここにそれぞれ産業観光部、建設部がありますので、地域振興課は置かれません。以上、地域センター総合窓口課の班編成はご覧のとおりでございます。C庁舎であります、ここには、市民福祉部が置かれます。市民課、環境防災課、保健課、福祉事務所が置かれます。市になって新しく発生する事務でございますが、福祉事務所が置かれて、生活保護事務等を取扱うこととなります。公営企業としまして、企業局が置かれます。教育委員会でございますが、教育委員会の中には、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、文化財課が置かれます。地域センターは、ここも総合窓口課、地域振興課の2つの課が置かれまして、ご覧のようにそれぞれの班に分けて、班制で事務を行うということでございます。以上、今考えられております組織機構についてご説明いたしました、どうかよろしくお願いいたします。

○会長 ただ今、組織機構の関係について、事務局長より説明をいたしましたが、これについて皆様のご質問ご意見等頂戴いたしたいと思っております。はいどうぞ。

○稲田委員 田沢湖町の稲田です。前の資料にはA庁舎B庁舎C庁舎という事で、人がどれ位配置なっているか、配置するという規模が明示されておった訳ですが、今回のには人の配置のおおよその数がわからないようになっておりますが、これはどういうことかということになったのか。やはりこの機構図を確認して、初めて新庁舎の位置というような

ことから行けば、規模によっていろいろ振り分けさると思うので、そこら辺のあたりはどういう見解で、おおよその職員の配置の人数を入れてなかったのか。そこを確認いたしたいと思います。

○会長 事務局長。

○事務局長 試算はしておりますが、それぞれの正確な人数につきましては、今後いろいろ検討していかなければならないということでありまして、あくまでもこれは案ということお示ししましたので、あえて人数は省かせていただきました。

○稲田委員 会長。おおよその人数が出なければ、手を上げるにしても、なかなか人数があれしなければ、そのの所をはっきりしなければ議論は入っていかないと思いますが、ばやっとやって、今日のこの法定協議会は持ち帰りという事であればそれで良いのですが、おおよその説明はあっても良いのでないですか。これは初めての提案ですから、そこはきちっとしなければうまくないのではないですか。

○会長 事務局から、させます。

○事務局長 お答えします。最初のページですが、A 庁舎の総務部、収入役室会計課、議会、選挙管理委員会の合計が試算では 97 名であります。2 枚目以降のそれぞれの地域センターには、28 名ずつ配置するということで、A 庁舎については 97 名と 28 名をプラスしまして、125 名でございます。B 庁舎は産業観光部、建設部、農業委員会でございますが、ここには 78 名を配置するということであります。地域センターに 28 名を配置しまして、B 庁舎は 106 人の職員数になります。C 庁舎であります、市民福祉部、公営企業関係、教育委員会で 89 名の配置であります。28 名の地域センターの職員を加えて、117 人になります。合計は 348 人を 3 庁舎に配置するということであります。その他、右にでております出先機関等の職員の合計が 277 名であります。以上であります。

○会長 ただ今、事務局からおおよその現在の 16 年 4 月現在の在職者の数字の中で試算されておりますので、いずれ 16 年度に退職いたしますと、17 年 4 月 1 日になりますと、若干の変動が考えられると。それぞれの職務の内容によって、若干の変動があるというふうに事務局から聞いております。以上です。はいどうぞ。

○佐々木委員 角館の佐々木です。今、稲田委員から人数の事は別にしまして、それによって、どの庁舎に手を上げるか決めるとかなんとかという発言があったのですけれども、今日はそれなのですか。ただ組織としてこういうふうに決定して行きたいということだけではないかなと思ってたのですけれども、例えば具体的に行きますと、A 庁舎が角館、B 庁舎が田沢湖。C 庁舎が西木と、そこまで踏み込んだ形で今日決定するのですか。どうも

稲田さんと私と考え方違うかも知れませんが、なんかそれらしき話があったので、進め方としてどこら辺までの決定をこの中でやっていくのかお聞かせ願いたいと思います。

○会長 はいどうぞ。

○稲田委員 理解してください。私は今日が始めての法廷協議会に提案されたと認識しております。そのためにはある程度、機構の他に人間がどれ位配置になるという確認ですので、今日あれするということではありません。初めての提案なので詳しく確認しておきたいという事であります。そこはご理解願いたいと思います。

○佐々木委員 稲田さんの今の話はわかるのです。ただ先程、具体的にそういう話が出てきたら、どの庁舎にどの……。具体的にですね、3庁舎ありますので、例えば角館はここだ、田沢湖はここだ、西木はここだと。というふうな所まで会長が議長として踏み込んでいって、決めようとするのか。ただ、組織的にA庁舎B庁舎C庁舎という提案をなさっているのかですね。若干進め方についてお伺いしておきたいと思います。

○会長 先程提案をいたしましたように、今回の機構というものをこういう原案で提案することですので、この組織の中で、A庁舎がどこだということについては、この組織機構の中では協議するということには考えておりません。この組織をまず皆さんで提案いたしましたので、ご承認をいただくという形で進めて参りたいと思いますので、よろしくをお願いします。ただ今、組織機構については、提案でございますので、ただ、皆さんがこの機会にご質問があれば、事務局で十分受けてまた原案で提案いたしましたので、なければ、この案件についてもこの後次の協議会で。今までは協議事項にし、次に決定をするという形では進んできていますが、この機構でありますので、それぞれ皆さんがこれをまた、持ち帰ってあるいはそれぞれ協議されとすれば別だけれども、一応原案として提案いたしましたので、なにかご質問あればいろいろご意見をだしていただければというふうに思った所であります。はいどうぞ。

○伊藤委員 西木村の伊藤です。A庁舎に国体事務局という所が配置される予定になっておりますが、これは国体が終るまで、終れば無くなるという部局なのでしょうか。それと、19年の国体で西木村では公開協議なのですが田沢湖畔をコースにしてデュアスロンを計画しておりますが、これはこの事務局では全くタッチしない、西木村だけで計画していくという事なのでしょうか。この2点についてお知らせ願いたいと思います。

○会長 局長から答弁させます。

○事務局長 国体事務局は、実際に近づいてきたということで、総務部の中に置くということですが、国体が終わりますれば解散するということですが、西木村で行

なわれるデュアスロンにつきましても、ここで公開協議も取扱うという事でございます。

○会長 他にございませんか。それではただ今提案しております案件につきましては、次回に決定をするということになろうと思いますが、特に問題なければということで考えたわけですが、次の機会までこの案件をそれぞれの皆さんで考えてもう一度協議をするという事でしょうか。今までの流れでは提案し、次の会で決定をするということになっておりますので、そういうふうに今まで同様の取扱いの方法でいかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

○会長 それでは次の…。局長から説明不足というところがあるので説明を追加させます。

○事務局長 申し訳ありません。先程の説明の中でちょっと言い忘れたところがありまして、A庁舎 B庁舎 C庁舎とも、現在のどの庁舎に行くかまだ決まっておりませんが、ここで企業局については、水道関係でございますが、下水道事業との関連が大変ありますので、建設部と同じ庁舎に配置する事も検討しなければならないと話で出ております。それから、左下の議会、監査委員、選挙管理委員会につきましては、各庁舎の収容能力等によりまして、他の庁舎に配置する事も検討しなければならないということも話合われております。総務部の中の管財課の中に財産区係というものがございしますが、財産区としましては、田沢湖町の生保内財産区、田沢財産区、角館町の雲沢財産区がございしますが、規模の関係で、財産区係は田沢湖町に置かなければならないだろうということが相談されております。以上でございます。

○会長 ただ今、補足的な説明をなされましたが、次の会でこの案を決定するということで、継続協議といたしますがもう一度お諮りいたします。いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○会長 異議なしということでありますので、ただ今提案いたしました、60号につきましては継続協議と決定をいたしました。次に協議案件6号で新市の事務所の位置についての継続協議を議題といたしたいと思います。なお、この経過につきましては、第2回の合併協議会そして第3回合併協議会、なおまた新市名の決定をされました今年の6月までの協議会。その後の経過について事務局長より経過の説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○事務局長 それでは新市の事務所の位置についてこれまでの経緯をご説明いたします。新自治体の事務所の位置につきましては、本協議会の前身であります、仙北北部合併協議会、任意協議会におきまして、各町村の庁舎を使用する分庁舎方式とする。本庁舎の位置、

分庁舎の役割分担等については、法定協議会で協議し決定するものとする。なお、住民に対する窓口業務は、本庁舎、各分庁舎で同一のサービスが出来るようにするとの確認がなされております。本協議会では任意協議会におきます、この確認事項を踏まえまして、昨年 5 月 23 日開催の第 2 回協議会に、新市の事務所の位置については、各町村の庁舎を使用する、分庁舎方式とする。本庁舎の位置、分庁舎の役割分担等については、法定協議会で協議し、決定するものとする。なお、住民に対する窓口業務は本庁舎、各分庁舎で同一のサービスが出来るようにするという提案をしまして、各町村の庁舎を使用する分庁舎方式とする事と、住民に対する窓口業務は本庁舎各分庁舎で同一のサービスが出来るようにするという事を確認しております。本庁舎の位置、分庁舎の役割分担等については、法定協議会で継続して協議していくという事の確認がされております。しかし、6 月 27 日開催の第 3 回協議会におきまして、委員から新市の名称が決まるまでの間は継続協議とする旨の提案がなされておることから、新市の名称が決定するまで、継続協議とされております。そうしたこれまでの経緯を踏まえまして、9 月 26 日開催の第 6 回合併協議会に新市の名称を田沢湖角館を連ねたものとするという提案にあたりまして、3 町村長で話合った結果、一致して新市の名称と事務所の位置は、密接な関連があることから、当面の事務所の位置は、仙北郡西木村上荒井字古堀田 47 番地、現西木村役場とするということが追加提案されております。名称と一体で協議がなされてきたところであります。また、その間各町村では、住民への説明等も実施されてきた所であります。しかし、11 月 28 日に開催の第 8 回協議会で委員全員の意見集約が出来ないことから、投票を行なった結果、田沢湖と角館を連ねる名称が否決されたことによりまして、関連して提案した新市の事務所の位置については、取下げを提案しまして、全会一致で確認がされたところであります。その後名称につきましては、公募経過を踏まえ、本年 6 月 16 日開催の第 5 回臨時合併協議会で仙北市に決定がされておりますが、新市の事務所の位置につきましては、事務組織機構また合併期日等も関連があることから、事務局、幹事会等では検討を重ねておりましたが、3 町村長での正式協議はなされておりませんでした。9 月末に事務組織機構の事務局原案が纏まったことから、10 月 1 日に町村長助役で、事務局より示された事務組織機構原案について検討。さらに幹事会での修正調整を経て、10 月 18 日に幹事会で検討した事務局案を 3 町村長助役で検討を行い、10 月 20 日に組織機構案を議会代表委員にも示し、事務所の位置を合わせ協議を行っております。その後 10 月 25 日、11 月 2 日に 3 町村長で事務所の位置と合わせ協議を行っておりますが、その際、角館町から事務組織機構の修正意見が出され、11 月 4 日に角館町より、総務部を 2 つに分け、市長公室を設ける考え。

11 月 5 日には西木村より総務部の中に市長公室を設置、班制と助役 2 人制等とする考えが示されたことから、幹事会で更に検討を指示しまして、その結果の報告を 11 月 11 日に受けまして、3 町村長会議で、10 月 20 日に示された事務局案とする事と決定しております。11 月 15 日開催の町村長助役議員等打合せ会に再度、事務組織機構事務局案を示しまして、新市の事務所の位置と合わせて協議を行いましたが、事務組織機構案については、一部修正をしまして、先程示しました事務局案のとおり了承がなされましたが、新市の事務所の位置につきましては、調整が出来なかった所であります。以上が新市の事務所の位置。それから事務組織機構の取扱いについてのこれまでの協議経緯でございます。このようにしまして、新市の事務所の位置につきましては調整が整いませんで、具体的な提案はいたしておりませんが、本庁舎の位置、分庁舎の役割分担等については、法定協議会で協議し決定するものとするという第 2 回合併協議会の確認事項に基づき、今後の進め方等について委員の皆様からご意見を賜りたく、今協議会に協議案件として提案いたしておりますので、皆さんからご意見ご質問等を賜りまして、この事務所の位置を決定していかなければならないと思っておりますので、協議をお願いする物でございます。以上これまでの経過につきまして、長くなりましたがご報告いたしました。

○会長 ただ今、事務局長より第 2 回の合併協議会の経過を踏まえまして、現在に至っている内容について事務局長より説明がなされました。これについて皆さんからご意見を、いろいろな考え方を、お話を願いたいと思いますが、ここで 10 分位の休憩をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。お諮りをいたしますが、10 分位の休憩をいたしたいと思います。

休憩 14 : 30

再開 14 : 48

○会長 ただ今より、引続いて会議を再開いたします。皆様のご質問をいただく前に、現在の工程の県との協議の関係について、若干、高橋副局長から説明をさせますので、皆さんにもお諮りしながら進めて参りたいと。合併の県議会の議決を、スケジュール等について若干これに入る前に……。後で良いですか。後にいたしまして。それでは、今の事は、その他の中でスケジュールを事務局より説明をさせますのでよろしく願いいたします。ただ今の協議事項について、皆さんからご意見を頂戴いたしたいと思います。はい、どうぞ。

○辻委員 角館の辻でございます。この事務所の位置というのが、合併について一番大事だと言われているようですので、私から単刀直入に意見を申し上げたいと思います。先程から事務局の方の経過説明にありましたように、町村長はじめ議会関係者がこの事について何回となく協議を重ねたけれども出来なかったという、纏まらなかったという説明を受けました。これはなぜ纏まらなかったのか。という事はそれぞれの代表の皆さんが、あくまでも自分の現在の地域の代表という観念を絶対捨てられないということで、地域の利益だけを追求するから纏まらなかったものと私は思います。私は1回目から常に申し上げているのは、ここに座ったら、新しい市を作る一人の住民として、物を考えなければならないと。地域の代表という観念を出来だけ捨ててくださいと言っている本人ですから、そういう観点からひとつ申し上げたいと思います。私はいつも平等そして公正というのをきちっとわきまえて、この協議会を進めていただけるだろうという、その人格に対して、この協議会の委員を形成されていると思いますので、まずもってこの後の議論に対しても、地域の代表というのを出来るだけ、薄らえて、そして和をもって尊しとなすという。まず和が一番大事だということを肝に銘じて進めていただきたいと思います。そういう観点から、この地域の事務所の位置といたしましては、まず住民に対しては、それぞれ各3地区の町民に対して等しく均等に利便性を図ると。これを皆さんで約束しております。そうすると後残るのは、例えばよそからくるお客さんについて、または、そういう住民の一般の仕事以外の議会とか会議とかそういうものの利便性が一番重要だと思います。そういう観点から私は3地区の現在の庁舎を考えると、駐車場の一番充実しているのは、私の個人の考えですけれども、田沢湖の庁舎でないかなと思います。それからよそから来た人に対しては、新幹線の止まる位置にもなっているし、また仙岩峠を越えた所の一番最初の県の玄関口にもなっている。そして、国道の沿線であるという分かりやすさ。それから環境。そういうものから考えると、私は平等に考えて、地域の利益だけでなく考えた場合は私個人では田沢湖にこの暫時事務所を置くという事にしたらどうでしょうかという事を私は意見として申し上げます。

○会長 はいどうぞ。

○三杉委員 角館の三杉です。今、事務所の位置の問題の事でなく、事務局の方にお尋ねなのですけれども、今現在11月の末になってきてまして、これが例えば、いつも疑問に思っていたのですけれども、もう11月になってしまって、来年の3月末日まで合併するという事になると、今後12月に県議会が始まるという事で、それまで実際には間に合うのでしょうか。そこをお尋ねしたいと思いますので。事務局の方です。

○副局長 当初からこの協議会もですね、来年の 3 月ということで、12 月の県の定例会にかけるという日程で 11 月 20 日頃までにはすべての協議を終えて、それで県の方に申請するという手続きで進んでおりました。現在、男鹿若美の協議会が来週の 29 日に県に合併申請して 12 月定例会が 30 日から始まりますので、それにのせれば 12 月定例会にのるということでございます。私どもの場合すべての協議が終っておりませんので、当然 12 月定例会には間に合わないという事でございます。こういう状況でございますので、県の方とも今後の日程につきましているいろいろと相談しております。それで県の場合は 12 月定例会が終了すると次は 2 月定例会ということになります。2 月定例会に間に合うのかどうかという事をいろいろ相談したのですが、来年は県知事選挙がございまして、通常であれば 2 月定例会は 2 月の末あたりから始まるのですが、おそらく 2 月中旬位には始まるであろうということであれば、その段階で、2 月定例会の冒頭に我々の合併申請が議案として提出出来ればどうなのかという事を検討しておりました。その結果、2 月定例会にかける場合、この仙北市は市になるということで、国との協議もでございます。国との協議は約 10 日間かかるということがありますので、1 月の末までにすべての協議を終えて、末頃に県に申請すればその段階でまず国の方と市制の施行協議をします。その回答が 10 日位たちますので、2 月の中旬には返ってくる。それを受けまして、県の 2 月定例会が中旬に開けば、冒頭処理してもらえば、その段階で県の方との、県の議決はもらえると。その段階で国にただちに届け出をしますと、国の方で 20 日かけまして、合併の告示をいたします。そうしますと 3 月には告示ができますので、1 月末頃までにすべての協議が終ればですね、非常に厳しい日程でございますけれども、3 月末までの合併は出来ると。今の段階で県との協議の中でそういう話になっております。以上です。

○会長 はいどうぞ。

○武藤委員 西木の武藤でございます。この主たる事務所の位置について、先程、角館の辻委員さんから田沢湖で良いでないかというご発言をいただきました。私は西木村の委員の一人として、角館町、田沢湖の中心に位置する西木村の現在地が最もふさわしいものだというふうに自負しておりました。駐車場も十分あるし、庁舎が一番新しいし、その点については自他ともにまん中で良いのではないかと感じておりましたけれども、一箇所に絞るという考えからしますと、市名の問題であれば、一年半も苦労してどんどんどん遅れております。今またこの事務所の問題で、二者択一を皆さんに迫るということは忍びないことでございます。もう時期的に間に合わない、先程 答えになるかもしれませんが、それでは遅いと思いますので、私の方の西木村は撤回します。そして、田沢

湖に現在の事務所を移転する事に同意をしたいと思うものであります。この点につきましては、我々一部の委員会の方々にも話しをしましたが、正に苦汁の選択ではあります。しかし合併を前程に考えた場合は、譲らなければならないという立場になりますので、この点についてはひとつ、西木の委員の方々もご理解を賜りたいと思います。ただ、条件と言うわけには行きませんが、将来、庁舎建設は当然あることでございますが、その場合には、角館、西木の住民の納得するような利便のある場所を選定していただきたいということを希望いたしまして、私の意見を終らせていただきます。

○会長 はいどうぞ。

○山本委員 角館の山本です。先程辻さんが民間団体の考え方を述べましたが、自分も、まったくそのとおりだと思います。こういう角館の地域で自分はそれをしのんでも他の田沢湖でなければ合併出来ない。タイムリミットが今もうないので。住民の方々はいつ合併すれば良いかという事をすごく悩んでいます。このまま合併出来ないのではないかという。そういう住民不安がすごい重圧になってかかっていると思います。そういう中で辻さんが本当に苦汁の選択だと思います。でも合併出来なければ、これから町村がお互いに住民サービスが今までより悪くなって、行き詰ってしまうという。そういう住民の大変不安を抱えての発言だと思います。それは、議会とか町長さん方は議会サイドとか長の立場からすれば、やはり前段で前に言った事があると思いますけれども、自分の町村に対しては、絶対の誇りを持っていると思います。それは誰しも同じだと思います。でも合併になったら、会長さんがいつも言われております。お互いに譲り合う事が大事だと。でも譲り合うという事は相手に対しても自分の誠意を見せて譲ってもらう事が本当だと思います。一方的にこうだこうだと言われて合併が成り立つ訳がありません。そういう点では、そういう深く物事を考えて、相手の立場も思いやる気持ちで合併というものを進めて行ってもらいたいと思います。今までこの事が長引いたことも、やはり一方的なあれがなかったかといえばそういう事もあるかと思います。相手の誠意に対して自分もやっぱり自分たちの方も誠意を見せてやっていく事が、本当の合併だと思いますし、民間の方々は一日も早い合併を望んでいますし、出来ればこの席で年度内の合併を必ずするという断言したあれを絶対いただきたいと思います。私達は新市の事務所はどこでも良いと思います。先程、武藤さんがおっしゃられました将来、最も皆さんが便利と思われる所に新しい庁舎を建てていただければ住民の方々はその事に対して何も申しません。民間の方々の意見を述べさせていただきまして、終わりにしたいと思います。

○会長 他に。はいどうぞ。

○藤井委員 西木村の藤井です。民間の人方は合併に向けて動いていることも感じ取れました。先日グリーンツーリズムの全国大会がありまして、鳴子まで行ってきましたけれども、田沢湖という地名が小学校の本に載っていることもあって、田沢湖という知名度があるということで、出来れば、私の意見としては、名前が仙北市という皆にあまり知られていない言葉だっただけに、本庁は田沢湖においていただけたらと思います。いずれ新庁舎を建てる時には、住民の皆の意見を聞いて、皆の便利がいい所に皆で新しい人方で相談して建てていただきたいです。

○会長 はい、どうぞ。

○細川委員 田沢湖の細川です。今まで民間委員の2、3名の方からお話がありましたが、全く同感です。田沢湖を主たる事務所の位置というふうな具体的な名前を挙げての発言がありましたが、その他に私の思う所をいくつか申し上げたいと思います。まず、やはりこれまで長引いてきた事の原因を考えてみますと、やはりそれぞれの町の住民の皆さんのいろいろな思いを背中に背負っての議会の皆さんの態度、表明もあったと思いますので、これまで伸びてきたのでないかなと非常に、なんと言ったら良いでしょうか同情のいたりといったらいいでしょうか、そういうような感じもしないでもありません。ただ今事務局の方から1月の末までにいろいろな手続きを進めていきますと、知事への合併申請が可能であるというような話。そしてそれが3月の末に新市が出来上がると。総務大臣の合併への告示というようなスケジュールも話されました。どうか、住民の皆さんの本当の、今後の幸せを考えれば、合併は年度内に、最初計画した通りに、決めていただきたいと思います。反対の事を考えますとさまざまな膨大な口スが考えられます。それから、角館、西木の皆さんから今、意見がありましたが、本当に角館の皆さんについて言えば人口も一番多い所ですし、さまざまな機関もそろっているところですし、文化的にはいろんな所が多くある所です。そして西木については、中間ということでもあります。それぞれの思いは、本当にあったと思います。それを超えてこの話を、提案をしているということなので、どうかこれを大事にして進めていただいて、是非、当初の計画の3月、今年度末にはこの合併が完成になるようにお願いしたいと思います。以上です。

○佐々木委員 角館の佐々木です。先程来、民様方からご意見拝聴しておりますけれども、私も合併につきましては年度内に合併というのは、私どもに課せられた課題でありますし、住民の方々8割9割。私の方で解決しなければならない問題ありますけれども、望んでいる事は間違いないのではないかと、そのように思っております。先程、主たる事務所の位置という事でいろいろ出ておるわけでございますけれども、その項目一つ一つにつきまし

て考えて見ますと、やはり角館の場合、駐車場の話先程されておりますけれども、それ以外の機能として角館の庁舎のどこが悪いのですか。どこが悪いのですか。また田沢湖の町名だけが、田沢湖だけがそんなに全国的に知名度が高いのですか。それを乗り越えてこの間の市名を決めたのです。ですからそんなことは持ち出さないで、やはり協調してやっていくのだというのだったら、角館の気持ちも考えていただきたいです。はっきり申し上げまして。某町民の方々いろいろ意見あります。そうではなくてと。でも一方においては角館にひとつ主たる事務所を置いていただけないものかという、これも町民の声です。私もその間の中で今苦しんでいるのです。その中で田沢湖どうのこうのという話は、知名度はどうのこうのという話はしていただきたくないです。どうかそこら辺のところですね、機能的に角館の庁舎は駄目だというのでしたら私もそのように考えます。ただ一点申し上げさせていただければ、駐車場の事は皆さん方からのご指摘受けてもそれはそのとおりだと思います。しかし、官公庁との関係あるいは人口の問題、中心市街地、これらを考えますとやはり角館の庁舎も、遜色ない庁舎だと私は思っております。自負しております。どうかその点も考え合わせて判断をしていただければと。またこの事によって合併が崩れることなんてことは絶対避けるべきだと、それは思っておりますけれども、どうか私どもの角館の気持ち、ひとつ考えてご判断を願いたいと思います。以上です。

○戸沢委員 いずれこの問題については、いろいろ過去、経緯は報告ありましたけれども、実際この場で協議というのは今回始めてでなかろうかと。私も前から思っておりましたけれども、この場で各々の考えを出し合って、そしてうちのほうの、30日、住民直接請求の問題がございます。これは30日の臨時会にかかる事になってますが、会長さんが前から申し上げているとおり、そういう問題の推移を見ながらでないとならないと大事な問題を決められないだろうと。それは分かります。しかしこの場で一言だけ私申し上げさせていただきたいと思うのでありますが、私は常に、決して自分の事をあれして通すという事は最初でこの会に望んでいるという事ではなく、やはり相手の立場も一応考えた上で、そして行動を取ってきているつもりであります。そういう立場からひとつ。それにしても感謝を申し上げなければならないのは、これまで角館を支えてくれた隣接町村。特に田沢湖、西木の皆様方には本当に感謝を申し上げなければならないと思っております。また、特に合併で角館がこの潜在的な力というものを相乗効果でそうとう表すことが出来るし、また、このエリアに貢献できるという事も思っております。ご承知のように仙北郡の歴史があります。仙北郡の歴史を振り返ってみますと、いずれ戸沢の時代から、北の政治経済、地方の中心であったことは事実であります。角館の岩瀬に、江戸時代になりましてから秋田藩直

轄の奉行所がありました。その歴史からいって現在の出先機関の集積というものがなされているという話も書いてあります。そういう事から我々はやはり、そうした自負の基にやってきたことも事実であります。それでこの地方公共団体の事務所の位置というのは地方自治法の 4 条にありますけれども、それもさることながら、合併することによってこれが相乗効果をどう生めば良いかと。そしてこの中心である事務所がどういう役割を果たすかということについては、対外的な観点あるいは他の町村の見方。これらについても我々も考えながら今日に至っているところも事実でありますので、その点のことは一応は、それは合併ですから、お互い譲歩して、佐々木議員が言ったように、合併は成就しなければなりません。しかしこの場で正直に、なぜ本事務所の位置というのはこういう事が必要という理由を述べながら、そうした上で決定していくべきだと思って、そういう事の観点から一言申し上げさせていただきます。そういう事を今日皆さんで出していただいて、そうした形で提案出来るものは提案して、あるいは提案出来ないとすれば決め方を考えて決めていかざるをえないのではないかと考えております。言いたいことはありますけれども簡単に。

○田口（勝）委員 角館の田口でございます。先程、事務局長の方からこれに関する経緯についてはご説明賜りましたので、十分分かりましたが、今その後、各委員から適切な場所はどこなのかという事で田沢湖という名前が出ました。私は別にそれに反論するものではありませんけれども、今日、私どもに示されておりますこの協議会のレジメの中に事務所の位置に関する法令。それから、新自治体の事務所の位置についての考え方。この 2 つが記されております。その中で先程戸沢議長も申しましたけれども、地方自治法の 4 条の 2 項の中に具体的にこうあらなければならないというものが示されております。この自治法昭和 22 年の法律でありますから、だいぶ古い法律であります。しかしこれがどのように左右されてくるのか、これを私は事務局の考え方としてひとつ整理をしていただきたいというふうに思います。もう一点は先程申し上げました 16 ページに記されております新自治体の事務所の位置についての考え方。これがどのような気持ちといいますか、どのような事でこれらを今日お渡ししているのか、書いておるのか、そこらへん事務局の考え方をお聞かせ願えればというふうに思います。

○事務局長 本日付けました資料についてご説明いたします。これにつきましては先程経過についてもご説明いたしましたが、昨年の 5 月 23 日の第 2 回と 6 月 27 日の第 3 回協議会で協議しておりますが、それから名称が決まるというところまで協議は休んでおります。第 2 回第 3 回の協議会に提出しました資料をまたつけたら良いのではないかという幹事会

のご意見を受けましたので、それをそのとおり、第2回第3回の資料をつけております。

11 ページはそれぞれの役場の住所、面積、建設年度等であります。12 ページが法令。14 ページまでが先進事例でありまして、第2回協議会につけた資料でございます。15 ページの分庁舎方式の概念図。これは先程具体的な案ということでご説明いたしました。16 ページもこれも第3回昨年6月27日に添付した資料でございます。新自治体の事務所の位置についての考え方でございます。だいぶ期間も経っておりますので、前の資料を添付した方が良いのではないかと幹事会のご意見を受けまして、第2回第3回の事務所の位置を提案した時の資料を今回もつけたという事でございます。以上です。

○田口（勝）委員 今、事務局長からこれまでの経過の中でこの添付資料ということで、出したということでありますけれども、これを見ていただければお分かりのとおり、特に地方自治法第4条第2項の中で、これらの関係について適当な考慮をはらわなければならない。新市事務所の位置を決める場合はこれらを咀嚼して、適当な考慮をはらわなければならないというふうに記されております。この法的な拘束力と言いますか、そういうものについてはいかがお考えなのか、そこをお聞きしたいというふうに思います。もうひとつは幹事会でも十分議論されたと思うのですけれども、こういう添付資料を今までとおり付けた方が良いということは、やはり、なにかそこに住民にとって最も便利な場所。あるいは他の官公署との連携。こういうものが必要だという幹事会の考え方のように受け止めますけれども、そこらへん幹事長なりから見解があればお聞かせ願いたいと思います。

○副局長 最初に地方自治法第4条第2項の規定でございますが、これについては考慮をはらわなければならないということでありまして、考慮するということだけでございます。それで、官公署等という言い方に、他の官公署との関係等についてということでございます。この官公署につきましては農協とか公共的団体も含まれるという解釈になっております。以上でございます。

○野中幹事長 野中でございます。この資料の点でございますけれども、先程事務局長より経過報告ありましたけれども、随分期間が経っております。改めて今日これを添付し、もう一度見てもらいたいということでつけましたけれども、自治法関係につきましては、これは原則だと思っております。決めるのは皆さん方だと思っております。

○田口（勝）委員 副局長からは自治法の解釈でありますけれども、適当な考慮をはらえば良いのだと。考慮すれば良いのだという単純な答えですけれども、今日ここで決めるお話でないと思いますので、これらについて我々ももう少し勉強してきたいというふうに思います。それから、野中幹事長から原則ということでのお話がなされましたけれども、私

どもといたしましても、なぜこういう法律があるかということと、それからわざわざ新市事務所の位置についての考え方が述べられているということについては、やはり最も住民が利便性を感じる場所。あるいは対外的にもそういう場所が望ましいのだということが原則という言葉で表されたと思いますので、更に次の協議までに私どもも議論して参りたいというふうに思います。

○稲田委員 田沢湖の稲田です。それぞれの民間の委員の方々から非常に貴重なご意見をはかれたと思います。私は協議案の第6号が、今、位置も全然明示されておりません。合併を年度内に成就させるということであれば、せっかく今民間の方々が貴重なご意見をはいてくれましたので、3組長さん方で、暫時休憩して、今日提案して、その提案を持ち帰るべきではないかと。そして各特別委員会なり、それぞれの地域に帰って、その案をお互いに協議することによって合併が年度内に私は可能になると。そういうふういろいろな話を聞いて判断しました。そういうことでありますので、3首長さん方、今、こういう雰囲気の中で、いわゆる全然明示されないものを持ち帰るわけにはいきませんので、そのあたりお話されて、今、角館の田口さんが言われたように、もう少しいろいろなことを分析しながらやって、1月一杯までに新市を決めれば良いということなのか、それとも今、貴重な意見をはいてくれた方々の事を拝聴しながら、今日提案して、そして田口委員の法律の解釈を合わせてやっていくと。そういう事でひとつの年度内合併というのが可能になると。私はそう判断しましたけれども、3首長さん方のご英断をお願いしたいということでもあります。

○佐藤（宗）委員 合併の期日につきましては、皆さんが今年度末という事で全員一致のようでございます。会長さんを始めまして各委員の方々がこの事務所の位置につきましても、満場一致が理想ではございますけれども、私は投票もやむを得ないのではないかと考えている一人でございます。いずれにしましても、前々から懸案でありました角館の住民運動の議会が30日開かれるというふうに聞いておりますし、その後一両日中に速やかに、今、休憩しながら話しあっても良いのですけれども、一両日中にこの問題を決着つけなければいけないというふうに思います。当然、間に合わなくなりますので、私はそのような、どのような方向でいくかということは満場一致も理想であらうけれども、そのようなことも視野に入れながら、一両日中に、30日を終えた時点において、決定に漕ぎ着けてがんばっていただきたいし、皆さんもがんばってもらいたいとそうように思います。

○佐々木委員 ちょっとお伺いしたいのですけれども、今、稲田さんの方から、休憩でもって3首長が協議をしてということですが、正直言いまして、3人でお話なさっ

てこの場に提案出来るような状態なのですか。そうでなければ休憩して協議しても何も意味ないと思うのです。今日は皆の意見をまず聞いてという事が最初の議長さんの諮り方ではなかったですか。

○稲田委員 私は、合併を年度内にやろうと。それは佐々木議員も、田沢湖も角館も年度内にやることを危惧しているから、なんとかしてというような話だけれども、今日、全然ここに提案しないで白紙で持ち帰って、そしてまたこの次に提案されて、そこで決定するわけには行かないのです。また持ち帰る。そうすれば日数がかかりすぎるのでないかと。そうすれば年度内合併といのは怪しい雲が出てくるのでないかという事です。出来れば、3 首長さん方が提案したという形持ち帰る。それでも持ち帰ることが年度内合併に大きな前進が出来るというふうに私は判断したので今、首長さん方にご相談をしてもらいたいと。それが出来ないとなればそれで良いです。その事です。

○会長 ただ今、協議する事については大事なかと。それで、尻切れチョンボで終るというのもでありますので、ただ今の皆さんのご意見が出されている物を受け止めて協議し、そして次に進めていくという方向も大事なかというふうに、一応は受け止めた所でありますけれども、そうした考え方で若干協議をして、振興局長さんにも入っていただいて、若干協議をして、ご報告するということではいかがでしょうか。これ以上論議してもいろいろとまた、そうした課題が出てくると思いますので、そういう形で協議をして、ご報告して、今日は協議をしてもらう日になっていきますので、そういうことでいかがでしょうか。お諮りいたします。

(「はい」という声あり)

○会長 皆さんいかがですか。はいどうぞ。

○武藤委員 今、議長が言っているのは、最終的にはどういう方法で決めようとしているのか、そこをまず最初に明確にして欲しい。

○会長 ただ今は事務所の位置を議題にして、皆さんからご意見を出していただいているわけですが、最終的にはいろいろ提案をする方法をして決めなければいけないというのは今の受け止め方です。ただし、提案する段階でも、今ご承知のように、角館さんの住民の要求のいろいろな取り扱いについては、お話を伺いますと 30 日ということでありますので、そうした経過を踏まえて最終な提案をしていかなければいけないというのが、今、受け止めている考え方です。

○武藤委員 そうすれば角館の結論を待たなければ理由はどこにあるのですか。角館の議会で決める事なのです。この委員達はほとんど関係ないです。協議会で位置を検討すると

きに、角館の問題をなぜここに。

○会長 暫時休憩いたします。

休憩 15：30

再開 16：01

○会長 休憩以前に引続いて会議を再開いたします。ただ今、私どもと振興局長さんに参加をいただきまして、ただ今皆さんからいただきましたご意見を協議いたしましたところ、事務所の位置の決定については、次の臨時協議会で決定方法を協議いたしたい。次の臨時協議会を開催いたしまして、事務所の決定をする決定方法について、協議をしていきたい。こうすることで今日の結論といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。ご説明はご理解いただけたでしょうか。ただ今いろいろ協議をいたしましたが、事務所の決定方法。皆さんからいろいろ方法は提案とあるいは採決と方法があると思いますが、こうした方法についても次の協議会で協議をいたしたい。方法を決定していくという事です。今、日程の決定をいたしたいということで、そういう方法で了解を得ることができるとすれば 12 月 10 日の午後に臨時協議会を開催させていただきまして、新事務所の決定の方法についてを、決定していきたい。協議をし決定して行きたいという内容であります。はいどうぞ。

○辻委員 角館の辻でございます。そうすればその日はまだ決定はしないのですか。決定方法だけ決めてまだ決定しないという事ですか。

○会長 決定方法をまず決定するというのが臨時協議会の考え方です。

○辻委員 普通の常識で言えば、決定方法は今日決めて、その日臨時の時に決定しますというのがですが、今日なぜ決められないのですか。決定方法を。

○会長 その方法については、先程も若干お話が出されましたが、いずれ今 30 日のそうした経過を踏まえて、そういう方法を決定していく事が大事だというご意見でございました。

○稲田委員 角館の動向は 30 日にひとつの方向付けができるということですね。決定方法について決定するための臨時会。それも分からない訳でもないですけれども、提案されない物の決定方法を決めるという事については、首長さん方はいつこの段階でその事を提案なされるのか、決定方法が決まればそれぞれの地域が手を上げて立候補して決めるのか。首長さん方の提案ないままに法定協議会の委員の方々がそれぞれ自薦他薦であれして、その決定方法によって決定するという事なのか。そこが分からない。

○会長 臨時協議会で、先程申し上げましたように、そうした方法を決定するということでございますので、提案の方法で皆さんからいろいろ論議したものを纏めて、今の段階では提案方法に纏まる方法が無い訳であります。いわゆるこの次の会の中でいろいろ論議して最終的に提案をする方法に皆さんから意見を纏めて、そうしたご意見を出していただくことによって提案という方法も出てくるであろうし、あるいはまた、逆にいいますと選挙で、そういう投票で決定する方法と、2つの方法について次の臨時協議会で決定して行きたいと。今日、ここで意見を統一して提案する所まで意見を纏めてこの席で提案することは可能でないわけではありますので。

○稲田委員 提案はいいのです。今日の提案はいいのですが、30日の角館の結論が出た後に、首長さん方が相談して、提案する決定方法を10日の臨時会で決めて、合併と言うものを前進させるのだということが伝わってくれば、私はそこで思ったら、いつも会長が言うようにいろんなことを……。すんなり決まるかもしれないし、そこなのです。提案の内容がなく、決定方法だけ決めてというのは、誰が提案するのかということです。必ず提案しなければならない。

○会長 暫時休憩いたします。

休憩 16:09

再開 16:30

○会長 会議を再開いたします。先程、会議中に皆さんに提案いたしました、ただ今の問題については、そういう事で次の臨時協議会を12月10日の午後から予定いたしまして、協議をして参りたいということに確認をさせていただきます。いいですね。

(「はい」という声あり)

○会長 という事で確認をいたしました。まだございますのでもうひとつ提案をさせていただきます。協議案件61号病院及び診療所の取扱いを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局長 協議案第61号病院及び診療所の取扱いについて、協定項目23の31ですが提案させていただきます。病院及び診療所の取扱いについて次のとおり提案する。時間もだいぶ経過しておりますので、簡単に説明させていただきます。20ページをご覧くださいと思います。病院診療所の取扱い。調整の内容。1、病院については新市に引き継ぐものとし、名称を私立田沢湖病院、私立角館総合病院とする。2、病院事業については、

地方公営企業法の全部適用とし、事務の体制等については合併時までに調整する。3、診療に係る諸証明の手数料、主な文書料であります。については、合併後に統一するよう調整する。4、診療所については、新市に引き継ぐものとし、体制や運営等については合併時までに調整するという内容であります。病院事業の状況でございますが、それぞれ町立田沢湖病院、公立角館総合病院がございます。現況としましては、施設名、開設年月日、所在地、敷地面積、建物面積、病床数、診療科目、職員数、一日平均入院患者数、一日平均外来患者数はご覧のとおりであります。調整方針としましては、病院については、新市に引き継ぐものとし、名称を市立田沢湖病院、市立角館総合病院とするという内容であります。21 ページにまいりまして、予算形式は、田沢湖病院が、企業会計の財務適用であります。角館総合病院が企業会計の公営企業法全部適用であります。15 年度決算額はご覧のとおりであります。調整方針としましては、病院事業については、地方公営企業法の全部適用とし、事務の体制等については合併時までに調整するという内容であります。次に診療時間ですが、多少違ってありますが、これにつきましては、公立角館病院が午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までございますが、この調整方針は、診療時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分に統一する。救急に関する告示であります。田沢湖病院が救急告示病院。角館総合病院が救急告示病院と病院輪番制実施病院となっております。調整方針は、救急業務は現状のまま継続するという調整方針であります。手数料の状況ですが、診療に係る諸証明等であります。文書料、主なものでありますが、以下に掲げてありますとおり、各種証明書、処置料、診断書類であります。これにつきましてはご覧のように、田沢湖病院は公立角館総合病院の半額から 6 割程度の料金でございますが、調整方針としましては、診療にかかる諸証明の手数料、主な文書料については、合併後に統一するよう調整するという調整方針であります。次のページにまいりまして、使用料の状況であります。これは使用料等で入院室の個室料金。いわゆる差額ベッドの料金でございますが、田沢湖病院が 1 種類しかございません。個室が 2,100 円でございます。公立角館病院はこのとおり 5 種類の特別室の料金がございます。調整方針としましては、療養環境等に差異があるため現状のとおり存続するという事で、現状のとおりの料金ということになります。診療所の状況ですが、田沢湖町には歯科診療所としまして、田沢湖町歯科診療所。これは町立田沢湖病院内にあります。予算形式は一般会計でございます。西木村には、診療所としまして西明寺診療所、歯科診療所も併設しておりますが、西明寺診療所がございます。桧木内診療所がございます。予算形式は普通会計の中の特別会計で運営しております。調整方針としましては、診療所については、新市に引き継ぐものとし体制や

運営については合併時までには調整するという内容でございます。以上、病院診療所の取扱いについてご説明いたしました。

○会長 説明が終わりましたが、ご質問ご意見等頂戴いたしたいと思います。

(「なし」という声あり)

○会長 なしと言うことでございますので、継続で次の定例会で決定をするという事になりますので、そういう順序で進めて参りたいと思います。それでは今日いただきました、6号60号61号については審議の過程で申しあげましたようにそれぞれ継続審議をし、それぞれの議題の中で進めて参りました方法でこの次に取扱いをしていくということにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」という声あり)

○会長 異議なしという事でございますので、この3案については以上そういう事で決定いたします。なお31号については先程説明したとおりでございますので省略いたします。

○事務局長 それでは本日の協議内容について確認いたします。報告第30号平成16年度田沢湖・角館・西木合併協議会補正予算第1号については、原案とおり承認いただきました。報告第31号新市建設計画(案)についてはご承認いただきました。今後、県から承認がありしだい協議会で決定して参りたいと思っております。協議案第6号新市の事務所の位置について継続協議であります、これは12月10日金曜日、先程決まりましたが、臨時協議会を開きまして、事務所の位置の決定の方法について決定していくという事です。協議案第60号事務組織及び機構の取り扱いについて。協議案第61号病院及び診療所の取り扱いについて。これらは本日提案いたしましたので、次回の定例協議会になると思いますが、そこでご確認いただきたいと思います。以上であります。次回の協議会は12月10日金曜日に田沢湖町で開催いたす予定でありますので、どうかよろしくお願いいたします。その後12月24日は定例協議会を開催する予定でございますのでよろしくお願いいたします。ただ今申しました12月24日は議会の関係もございますので、予定でありますので次回にでもはっきりした日程を決定いたしたいと思っております。それでは、本日は長い間大変ご苦労さまでございました。これをもちまして、第18回田沢湖・角館・西木合併協議会を終了させていただきます。どうもご苦労さまでした。

署 名

会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

会長（議長）

委員

委員

委員